

法と経済発展について —所有権と経済成長に関する諸学説の再検討—

佐藤 創*

Law and Economic Development:
Re-considering Various Economic Schools on the Relationship
between Property Rights and Economic Growth

*SATO Hajime**

Abstract

This paper re-examines studies on the relationship between property rights and economic performance. Yasuda, in considering the relationship between law and economic development in his "Law and Development" (2005), argues that changes in legal institutions are triggered and justified by globalisation and efficient market. However, he does not analyse explicitly the economic effects of legal changes, leaving the basic and crucial question unanswered, that is, what kind of legal institutions contribute to economic development. This paper, despite the dominant view that the stable property right regime is a basic condition for economic growth, points out that there is no settled answer for this question. It will be argued that firstly theoretical studies tend to focus only on economic efficiency, ignoring distributional issues associated with property rights. Secondly, empirical studies inevitably involve various flaws in terms of data and assumptions. Therefore, finally, the paper suggests that as methodological issues still persist, various approaches should be explored for "Law and Development".

はじめに：「開発法学」，「開発経済学」，「法と経済発展」

「法と経済発展」を考察する際に、何を問題として取り上げ、どのようなアプローチで分析すべきか、様々な選択肢があるだろう。この点、「開発法学」を提唱する安田は、経済発展を「人々の物質的富の極大化」(2005:156)と定義し、次のように述べる。

「法と経済発展の問題をその根幹に位置する

市場と（企業）組織という二つの課題に限定して検討する。経済学によれば、一国の「物質的富」の総量である GNP は、結局のところ市場で取引される財の総計に他ならず、開発経済学の課題はそれをいかに増大するかであった。このように考えると、経済発展とは、第一次的には財が取引される市場の深化と拡大を意味するのである」(安田 2005 : 156)。

法と経済発展という広いテーマを何らかの視角で限定することはもちろん必要不可欠な手続きである。しかし、小林他（2007）も指摘しているように、ここに述べられた「開発法学」における「法と経済発展」の考察の出発

* 日本貿易振興機構アジア経済研究所 研究員,
hajime@ide.go.jp

点にはいくつか疑問がある¹⁾。第一に、経済学では、経済成長 (economic growth) と経済発展 (economic development) は一般には区別されており、前者は GNP や一人当たり所得などの数値化された量的な経済パフォーマンスに関わるものであり、後者は、たとえば産業構造や封建的な土地所有関係の変容など、社会の質的な変化にむしろ重要な力点がある (Milonakis 2006: 269)²⁾。この点、安田は、経済発展を富の極大化と量的に定義すると同時に、市場の深化・拡大であると言い換えている。しかし、「開発法学」独自の定義を与えることの意味と狙いとははたしてどこにあるのか、明確には議論されていない。第二に、市場と企業組織が経済発展の問題の根幹に位置するという議論も十分に正当化されていないように思われる。たしかに新制度派経済学の発展に重要な貢献をなした Coase (1988) は市場と企業に着目しており、安田の認識と合致しているようにみえる。しかし、コースは資源配分のメカニズムを考察するという観点から企業、市場、法に着目しているのであって、経済発展の分析を直接に目指しているわけではない³⁾。つまり、法と経済発展を考える際には、市場と企業ではなく、所有関係や産業構造が根幹であり、そこから出発するというアプローチも有力な選択肢であろう。

この点、所有権制度と経済成長とがどのように関連しているのかという問題は、とくに 1990 年代以降、経済学の領域において顕著に研究が増えている。その背景にはいくつかの流れがある。周知のように、いわゆるソロー型の新古典派経済成長理論においては、経済成長の源は資本、労働、技術（全要素生産性）に分解され分析される。ただし、Maddison (1995: 103–105) によれば、これらは経済成長

の近似的な因果関係 (proximate causality) の領域であり、これに対して、究極的な因果関係 (ultimate causality) の領域がある。後者には、制度、イデオロギー、社会経済的な圧力団体、歴史的な事件、そして国家の経済政策、国際的な経済秩序、友好的あるいは非友好的な他の国のイデオロギーや他国からのショックなどが含まれ、近似的な原因のさらなる原因を問う領域である。そして、1980 年代半ば以降に発展した内生的成長論に代表される新成長理論は、近似的な因果関係の領域にとどまらず、従来の新古典派成長理論において外生とされていた技術変化も内生的に説明しようと試み、様々な制度と技術変化ひいては経済成長との関係を検討するようになっている⁴⁾。

また、Coase (1988) にはじまる取引費用概念に基づく企業や所有権制度の研究も重要である。コースの研究は、技術変化と並んで制度変化を重視する North (1981, 1990) に代表される新経済史理論や、Milgrom & Roberts (1992) の組織と制度の経済学に発展している。さらに、Stiglitz (1994) に代表される情報の経済分析が、市場の失敗ないし不完全市場のケースを出発点に据え市場の条件を形成する諸制度を考察の対象としていることもまたこうした所有権制度の経済分析に重要な貢献をしている。不確実性や情報の非対称性の存在が取引にどのような制約を課すかという研究を発展させているからである。もちろんこうした整理は恣意的なものでしかないものの、法制度と経済成長の関係に関する研究が飛躍的に増えたことはたしかである⁵⁾。

社会的なコンテクストをみると、世銀などの国際経済機関の間で 1980 年代に支配的であった、政府による市場介入を極力抑えようとする市場至的なワシントン・コンセンサ

スは1990年代には後退し、政府と市場の適切な役割分担を重視する見方が台頭している⁶⁾。現実の法改革においても、経済自由化の方向での法改革だけでなく、市場をよりよく機能させるための企業統治や裁判制度などの法改革をも重視するようになり、コンディショナリティの一環としてこうした改革が途上国に要求されるようになっている⁷⁾。

このような法制度と経済成長にまつわる研究が示していることのうちの一つは、所有権と契約上の権利ないしその実効性を担保する制度の違いが経済パフォーマンスの違いに影響する、ということである。たとえば、クレイグらは次のように述べる。

「所有権と契約実現の仕組みに関する社会ごとの違いが、なぜ、ある国が繁栄する一方である国がそうならないのかを説明する重要な要因である」。(Clague et al. 1997: 67)

そして、後に見ていくように、安定した所有権制度は、いわゆる取引費用を低め、経済活動を活発にし、経済成長をもたらす、と示唆している。

さて、安田（2005：第II部）の法と経済発展の考察において、法は、市場秩序を内在的に支えるものと定義される「制度法」（契約法、財産法、裁判手続法など）と市場を外部から創設あるいは維持、修正、規制する「政策法」（土地改革法、工業統制法、競争法、金融法など）とに分類される。安田は、制度法および政策法の内容やその変化を描写するとともに、政策法の制度法化が進んでいると論じ、こうした変化の原因をグローバリゼーションと「市場が最も合理的な経済制度である」（安田 2005: 216）ことに求めている。つまり、経

済学では法制度の違いに経済パフォーマンスの違いの原因が求められ、安田の「開発法学」ではグローバリゼーションや市場の合理性に法制度の変容の原因が求められている。両者は説明変数と被説明変数を入れ替えて因果の関係を逆にしており、しかも、市場が最も合理的な経済制度であるという安田の主張は、市場を支える法制度がよりよくなれば、経済もよりよいパフォーマンスをみせるだろう、という経済学において有力な見解を暗に前提としているようにも読める。少なくとも明らかなことは、安田の「法と経済発展」の考察には、「法現象 = f (経済現象)」という考察は存在しているものの、その逆、「経済現象 = f (法現象)」に関する考察が明確には存在しないということである。この点、安田の研究は法学の領域に属すもので、法制度ないし法現象を被説明変数とすることは当然でもあり、また正当であるとも考えられる。しかし、「開発法学」の定義ないし目的を、第一に、開発途上地域の法と政治・経済・社会発展とのさまざまな関係を究明する理論研究、第二に、そこで得られた知見を動員して政策提言および批判的検討を行う政策研究の両面をもった学問分野である（安田 2005: 5），とする安田自身の考えに照らして、この「法→経済」という因果の方向性の考察が理論研究において十分に展開されていないことは、望ましくはないのではないだろうか⁸⁾。

そこで、本稿はこの間隙を少しでも埋めるべく、所有権制度の違いが経済パフォーマンスの違いの重要な原因であると主張する諸経済学説がはたしてどの程度説得力のあるものか検討を行う。具体的には、第一章において、所有権制度と経済パフォーマンスとの関係は、どのように考察してきたのか、代表的な経

済学説を、その歴史をたどって考察する。第二章では、所有権制度と経済パフォーマンスに関する実証研究がどのような手法を採用し、どのように結論を得ているのかを検討する。最後に、本稿の考察をまとめると、なお、本稿の検討の主たる対象は経済学説であるために、本稿でいう所有権制度とは、狭義の所有権だけでなく、ときに契約制度や法執行(enforcement)も含める、より広い柔軟な用法に従う。

1 所有権制度と経済パフォーマンスに関する諸理論のレビュー

所有権制度の確立が社会の安定(security)と豊かさ(abundance)をもたらすという見解は、Bentham(1931)に遡ることができる。ベンサムによると、所有権制度の確立・安定は、現代の用語でいえば、資源をめぐる争いを抑止し、投資家の安定的な期待を可能にし、フリー・ライディングを妨げるという役割を果たす⁹⁾。ただし、所有権がもたらすあるいは固定してしまう貧富の差については、所有権ないし法自体のなせるものではないとしつつ、たしかに平等や、その面での社会の幸福(the happiness of society)はある程度犠牲にされざるをえないことを認め、この問題を同等の比重をもって論じている¹⁰⁾。そして、平等は社会の幸福を高めるが、あまりにも平等を追求すると所有権ひいては社会の安定性を崩して社会的な摩擦を高め、経済全体の活力を損ない、社会の幸福をかえって害してしまうとベンサムは考察する。

現在、支配的な所有権制度をめぐる経済学説も同じ役割を所有権制度に見出している。しかしながら、ベンサムがいささかの苦痛と

ともに指摘している平等に関する問題は議論されていない。なぜなら、19世紀後半より限界概念に基づく分析が普及し、またベンサム的功利主義にひそむ個人間の(限界)効用比較が否定され、ピグー規準にかわり、パレート規準ないしカルドア・ヒックス規準が厚生経済学の基本となっているからである¹¹⁾。したがって、この枠組みの必然的な帰結として、所有権制度の(再)配分に不可避の社会的な軋轢もまた理論の上からは著しく遠景に退いている。このことを念頭に現代の所有権制度に関する学説を瞥見しよう。

取引費用という概念を経済学に導入したコースのアイデアは、今ではコースの定理としてよく知られている。ピグー的な厚生経済学の伝統を攻撃して¹²⁾、コースは取引費用がゼロであるならば、所有権がどのように割り当てられていても、所有権が十分に定義されていれば、経済的な効率性にはなんら影響をあたえないと主張する(Coase 1988: Chap. 5)。なぜなら、取引費用のない世界では、所有権が明確にされていれば、権利(ないしはその対象)が市場で自由に取引されることにより、自動的に社会的厚生(生産物価値)は最大化され、パレート最適な配分が達成されると導かれるからである。たとえば、公害を引き起こしている企業側に公害を排出する権利を与える場合(住民がその権利を買い取り公害許容レベルを厳しくする場合)と住民に暮らしやすい環境への権利を与える場合(企業側がその権利を買い取り公害許容レベルを緩和する場合)のいずれによっても、公害のレベルは同じ結果に収斂する。つまり、公害などいわゆる外部効果の費用を誰が負担するのかという問題を解決するための、政府の直接規制とは異なる選択肢として、このコースの定理

が援用される。

しかし、コースにとって重要なのは、このようなコースの定理として広く知られた取引費用がゼロの世界ではなく、それが存在する場合である。現実世界に取引費用ゼロということはありえず、交渉の開始や実現、合意の遵守などにつき取引費用が存在し、当然そうした取引費用と交渉の果実として得られる利得との費用対効果を考慮せねばならず、初期の所有権の配分のあり方が、達成される結果の効率性に影響を与えることになる。この場合に関するコースの回答もまた、やはり取引費用概念に集約される。つまり取引費用を法制度の外生的な要素とするのではなく、内生的な要素として捉え、それがもっとも低くなるような形で初期の所有権を配分すべきである、ということになる¹³⁾。

この点、Posner (1998) は、コースのアプローチを敷衍して、多くのアメリカ司法判例を題材に具体的に分析を加えている。ポズナーのポイントは、取引費用が高い場合に自動的にはパレート最適な配分が市場では達成されないので、司法判例（国家介入）はコストとベネフィットを比較衡量し、改めて所有権を定義し、取引費用を低める役割を果たしている、ということを示すことがある。たとえばポズナーは次のように述べている。

「コモン・ローの規範は、意図しているとそうでないと問わず、パレートないしカルドニア・ヒックス効率的な結果をもたらす努力としてもっともよく説明できる」(Posner 1987: 5)

つまり、このように司法介入によって明確化された所有権（の割当）に基づく、より完全

に近づいた市場において取引が行われればより最適に近い資源配分を導ける、ということである。また、Cooter & Ulen(1997(太田訳): 144-145) は、取引費用が高い場合について、より理論的に議論を展開し、規範的コースの定理「私的合意に対する障害を取り除くように法を構築せよ」、規範的ホップスの定理「私的合意が失敗した場合の損害が最小となるように法を定めよ」を導き、取引費用最小化の法制度設計を主張している。

ここで重要なのは、第一に、取引費用という概念の導入により、市場において需要と供給を価格変動が決定するという枠組みと同じように、所有権の割り当てと社会的厚生との関係を分析できるようになったこと、第二に、取引費用に基づくコースの考察が、所有権制度を明確に定義すれば、パレート最適な効率的な配分、静的な生産物価値の最大化、をもたらすことを明らかにしたことである。いいかえると、金子 (1997: 80) が指摘しているように、コースの分析は「ある意味で新古典派以上に新古典派的」であり、コース自身は経済成長と所有権制度の関係について何も触れていないものの、経済成長のエンジンとして完全なる市場が暗黙に想定されていると解釈されうることである¹⁴⁾。第三に、コースのアプローチでは、社会の構成員の間での所得・資産の分配の側面について捨象されており、既存の社会的な関係、購買力の社会的な分散を与件としている。つまり、コースの枠組みを利用する場合に注意せねばならないことは、既存の社会的関係を与件として、その与件自体の評価の如何にかかわらず、所有権の効率的な配分を判断することになる、という点である。より高い価値をつける（払える）者に権利が与えられるのが効率的である以上、

当然、富めるものに有利な形で権利の割当を与えることが多くなる。いいかえると、コースのオリジナリティは、むしろ、所得分配や取引費用をあえて無視したときに所有権の配分の仕方が市場均衡の経済効率性に影響をあたえない、あるいは、取引費用のない世界では経済効率性の問題と所得分配の問題とが分離できることを発見したこと、取引費用が存在する場合にはそれらが関係を持つことを明らかにしたことにあるだろう。

さて、コースは近代的な私的所有権制度の存在を前提として、その役割・機能の分析に力点をおいている。この点、所有権の発生を明示的に検討したのが Demsetz (1967) である。デムセツによると、所有権制度を導入することによって得られるベネフィットが、それを創設するコストより高い場合に、所有権制度は出現する。ここでのポイントは、デムセツが、コースと同じように普遍的に適用可能なコスト・ベネフィットの枠組みで所有権制度の発生を捉えている、ということである。つまり所有権という新古典派経済学の枠組みでは与件とされてきた問題に、コースは取引費用概念を用いて所有権の割り当て方法を分析し、この枠組みをデムセツは所有権の発生にまで拡張して適用したということである。ただし、ある一時点における所有権創設のコストとベネフィットを比較するという枠組みであり、デムセツのアプローチはコースと同様に静的なものである。

こうした取引費用と経済的効率性という観点から所有権制度を分析するアプローチは、North (1981, 1990) によってさらに発展することになる。ノースは、取引費用なし情報の非対称性のある世界から出発する。たとえば奴隸と奴隸所有者の関係の例を用いて、

個々人は不完全情報の世界で行動していること、監視などの取引費用が高い場合には奴隸所有者は最終的には奴隸に所有権を与えることを示し、プリンシパル・エージェンシーの枠組みに依拠して考察する。また、ノースは、政治的な取引費用を取り入れている。ノースは、デムセツと同じように、第一次近似としては「何らかの財の相対価格の変化や相対的な希少性の変化によって、権利創設のコストを負うことが割にあうようになったときに、所有権の創設に結びつく」(North 1990: 51) と述べている。しかし、同時に、所有権の発生を経済的コスト・ベネフィットだけで考えることを批判し、政治的な取引費用を取引費用のカタログに入れ、それが高い場合、効率的な所有権制度が出現しないと論じている。それゆえ、政治市場の取引費用を低める条件はなにかと問うことになり、総所得を増大させ、勝者が敗者を補償する法律を制定し、このような交換を実現する条件を備えた制度を考案することである、と議論する。ノースは、このような条件をみたした制度を近似するにもっとも好ましい制度構造を持つのは普通選挙を行う現代の民主制社会であると述べる (North 1990: 109)。いいかえると、ノースによれば、民主制とは、ある制度の導入ないし廃止によって何らかの既得権を失う者に何らかの補償をもたらすことのできる(相対的に)最良の仕組みである。それゆえ、ノースの考えを極端な形で敷衍すれば、なぜ経済成長が途上国で生じないのか、という問い合わせに対する答えは、効率的な所有権制度が途上国では出現しないからであり、その原因は、民主制の欠如ないし未成熟にある、ということになろう¹⁵⁾。

さらに、経済成長と所有権との関係について

て、ノース（1990：54）は「社会が効率的にかつ低成本で諸契約を実現する制度を発達させえないことが、第3世界における歴史的な経済停滞と現在の低開発、双方のもっとも重要な原因である」と主張する。その背景には、効率性と経済成長に関する次のような考え方がある。

「私は、本書において、効率的という用語を、現存する制約の集合が経済成長を産み出すような状態を示すために用いている。とくに、交換当事者に取引からの利益をより多く獲得させる制度は、この可能性を実現しない制度に比べて、成長するであろう」（North 1990: 92）

つまり、ノースは、取引費用を低める所有権制度を導入できれば、経済成長が促進されるとして考察しており、このことから次章でみるような所有権制度と経済成長との関係を分析する実証研究が、理論的にはノースに依拠することになる。

しかし、ノースの考察はここに止まるものではない。こうした制度をなぜ途上国は発達することができないのかという、制度変化のいわば動的な領域に考察をすすめる。そして、ノースは、経路依存性という概念を提示して制度変化と経済発展の関係を考察し、「技術変化と制度変化は、社会的、経済的進化(evolution)にとって基本的な鍵であり、いずれも経路依存の特性をみせている」（North 1990: 103）と述べる。さらに、経路依存性において重要なのは、収穫遞増と不完全市場であり、収穫遞増があれば制度が重要になり、不完全市場においては行為者の主觀が重要になる、と議論する。つまり、制度の背景にあ

る文化やイデオロギーといった主観的な要素の役割の問題にノースは立ち入っていくことになる。

以上を要するに、基本的には経済的な効率性の達成と所有権制度との関係が議論され、そのような静的な効率性の最大化が動的な経済成長を生む、という見取り図が観察できる¹⁶⁾。このような見解に対して次のような批判もある（Khan 2000: 150 – 151, Chang 2002: 81–85）。一方で、西欧諸国や日本などの先進国が近代的な産業の基礎を築いた時期には、むしろ所有権は必ずしも明確ではなかったのではないか、他方で、たとえば、民主制を歩んだ途上国と、開発独裁型の政府が恣意的に所有権を処分・変更した途上国との間の、この半世紀の歴史を比べて、民主制の欠如や所有権の不安定が経済成長を本当に阻んだのか。ここには非常に困難な問題が二つあるように思われる。つまり、第一に、時と場所とを超えた普遍的性格を持つ理論モデルと一回的で不可逆的、地域固有的な歴史との関係の問題、第二に、社会は個人を足しあげたものに等しいとみて、個人を出発点とするのか、反対に社会とは個人を足しあげた集合以上のものであり、そのような社会が個人を規定しているとみて、社会を出発点とするのかという問題、いずれも社会科学とはなにかという基本的な問題を孕む方法論的な問題である。検討した理論の中で、唯一明示的に所有権制度と経済成長との関係を論じているノースにおいても、歴史は経路依存性という概念を通じて市場の不完全性と収穫遞増の問題に還元され、普遍的なモデルを指向していること、また、制度ないし制約の説明に顕著に現れているように、個人を分析の出発点とする方法論に依拠している¹⁷⁾。

では、代替的なアプローチとしてはどのようなものが議論されているのだろうか。この点、所有権制度を経済的効率性という観点からではなく、社会的な対立や、レント・シーキング活動といった観点からアプローチする学説がある。このようなアプローチは、所有権の創設と分配の過程を考察して紛争と悪(evil)を見出す Rousseau (1984), あるいは Marx (1954) に遡ることができる。マルクスは、一方で所有権制度は製品の生産とその果実をもたらすもっとも完全で最終的な表現であるとする。つまり、所有権制度は資本制生産社会のダイナミズムとかかわっているということである。他方で、ルソーと同様、所有権制度の発生と展開に資本と賃労働との対立を見出している。この所有権が確立するまでの過程は、資本の原始蓄積として分析され、非人道的大規模な資本の再配分を伴うことを指摘する。周知の通りマルクスにとって重要なのは、資本制生産社会の発展には、まず資本家の手に資本が蓄積されねばならないということであり、それはむしろたとえばイギリスのエンクロージャー運動にみられるように、近代的な所有権制度が不完全な状態において進行し、そのような資源の再配分が終わったあとに、あるいはその過程で、近代的な所有権制度は、たとえば議会制度の創設を通じて、達成された富の再配分状態を安定化ないし正当化する形で出現し、発展するということになる。

このような見解から導かれる視点は、経済発展の初期段階では、資源の強引な再配分が必要なのではないか、ということである。そして、こうした視点からは、所有権のもたらす経済的効率性ではなく、所有権の展開にともなう紛争や対立、社会の変容が問題の前面

に現れる。含意は三つある (Khan 1995, 2000, Chang 2002)。第一、よく定義された所有権は経済発展の初期段階には弊害になりうるかもしれない。第二、そうした資源の再配分の過程で必要なのは、封建的な地主から、経済発展ないし資本のさらなる蓄積に身を投じる政府や資本家へ資源が移ること。とくに途上国では政府は資源再配分を強行し、かつ資本家を創出し、さらに近代的所有権を導入し安定させるという二重・三重の役割を負うこと。第三、しかし、このプロセスは、いわば醜く、少なからぬ社会的な摩擦を生むであろうこと。さらに、政府がこのプロセスを統御できるとは限らず、国や時の環境により、経済発展に必要な資本の原始蓄積となるかもしれないし、反対に社会内の軋轢は長引き経済発展に負の影響があるかもしれないこと。

このようなマルキシズムあるいはそれに近い議論の問題点を、ノースは次のように指摘している。

「マルクス主義の枠組みは世俗的変化の現存する議論の中でもっとも強力なものである。なぜなら、制度、所有権、国家、イデオロギーなど、新古典派の枠組みから除外された要素をすべて含んでいるからである」。しかし、「主要な行動単位とするには階級はあまりに大きく多様なグループである」(North 1981: 61)。

つまり、ノースは、分析単位の問題からこのようなアプローチを批判している。また、Clague et al. (1997:80) は、安定した所有権制度は富める者にのみ利するという議論を否定し、むしろ平等を強く促進する効果を持つと主張する。なぜなら安定した所有権制度が存在することによって、貧しい者であっても

投資の果実は個人に帰属し、様々な経済分野への参入が容易となるからである、と論じている。興味深いことに、クレイグらの平等と所有権制度との関係に関する主張は、所有権に社会的摩擦をみるルソーやマルクスはもちろん、豊かさをもたらすと考えるベンサムとも異なっている。この違いは、マルクスはもちろんベンサムも社会的な階級の存在を前提としているのに対し、クレイグらは個人を出発点として、個人の選択=機会の平等という観点から考察しているというそのアプローチの違いゆえに生じていると思われる。以上を要するに、所有権制度と経済成長・経済発展の問題に対してどのようなアプローチ、方法論を試みるべきかというそもそももの問題からして、議論の余地があると考えるべきではないかということである。

2 所有権制度と経済成長に関する実証研究のレビュー

前章では、所有権制度に関する理論的な考察を瞥見した。これらの理論の展開を受けて、よりよい所有権制度がよりよい経済パフォーマンスをもたらす、という仮説を抽出し、その仮説を検証する実証研究が1990年代以降、数多く出現した。

実証研究の大半は、所有権制度の違いが経済成長のパフォーマンスを説明するという仮説をノースに依拠している。そして、実証モデルとしては、新古典派成長理論および内生的成長理論の実証研究において頻繁に使われるクロス・カントリー・データに基づいたバロー(Barro)・タイプの回帰分析、条件つき収斂をテストするもの、に依拠しているものが大多数を占める。たとえば、Knack &

Keefer (1995), Keefer & Knack (1997), Clague et al. (1997), Barro (1997), Rodrik et al. (2004), Glaeser et al. (2004) など枚挙に暇がない。回帰分析の実証モデルは次のものである。

$$g_i = a + b_1(PCM)_i + b_2(p)_i + b_3(I/Y)_i + b_4(ED)_i + \dots,$$

ここで、 g_i は i 国の一人あたり GDP 成長率、 PCM は初期の一人あたり所得、 p は人口成長率、 I/Y は投資率、 ED は教育指標である。右辺には成長率に影響すると思われる変数を仮説に基づき恣意的に入れることができるので、所有権制度と経済成長の関係を検討する場合には、所有権制度の状況を代理する変数が加えられる。所有権あるいは法制度の代理変数としては、たとえば、Clague et al. (1997) は、「expropriation risk」や「rule of law」といった形で示された International Country Risk Guide (ICRG) の提供するインデックスを加工して所有権制度の質を示すインデックスを作成している¹⁸⁾。そして、所有権制度の代理変数の係数 (b) が統計的に有意かつ正であれば、所有権制度の向上が経済成長率を高めることという仮説は否定されることになる。この手法を用いてえられる結論として、所有権制度がある程度安定している途上国の成長率は、所有権制度の弱い他の途上国よりも高いということであり、たとえば Barro (1997: 29) は、経済成長率は「法の支配」というインデックスの向上に比例して高くなる、と論じている。

この種のバロー・タイプの実証モデルを使う研究は、どの程度、信頼できるものなのか。まずデータの問題として、所有権制度のインデックスは、定義およびその計測は対象の性質上容易なものではなく、したがって、デー

タの質 자체は常に問題となりうる。データの制約を脇に置くとしても、計量的手法、すなわち回帰分析自体にひそむ限界にも注意すべきである。なぜなら、クロス・カントリーの回帰分析は相当に強い仮定を不可避的においているからである (Pio 1994: 289, Fine 2000: 254–256)。たとえば、第一に、国による違いではなく、普遍的な因果関係が変数間にあることを仮定している。また、第二に、このコロラリーとして、国ごとの比較の問題もある。ある国の所有権制度のインデックスが一単位改善したとして、そのもたらす影響は国ごとに同じであるとは限らないが、ここでも同じであると仮定されている。第三に、因果関係の方向がどうであるのか、ということについても、それほど明らかなわけではない。被説明変数とされる成長率と説明変数とは相互の因果の関係があるかもしれないし、また説明変数どうしの相互作用とて否定できない。とりわけ重要なのは、ノースの理論では所有権や諸制度の内生性が否定されていないようにも読めるのに対し、こうした実証分析では、こうした変数が内生である可能性を括弧に入れて説明変数として取り扱い、ノースの理論を単純化していることである。第四に、回帰分析の結果は、なにを説明変数として含めるかで大きく変わってしまう (Levine & Renelt 1992: 948–949)¹⁹⁾。

回帰分析は行っていないものの、所有権制度と経済発展の関係に関する実証データを示すものとして、たとえば、Yusuf & Stiglitz (2001: 231) がある。安定した所有権が「効率的で自由な市場経済の血管 (the lifeblood of an efficient free-market economy)」(Yusuf & Stiglitz 2001: 230) であると論じ、安定した所有権制度が投資家の期待を高めることにより

投資を刺激し、取引量をふやし、技術を発展させ、経済成長をもたらす、というノースらと同じ議論を展開している。その上で、所有権制度と経済成長の関係を示す図を掲載している。その図によると、Y 軸には一人あたりの GNP をとり、X 軸には所有権制度のインデックスを用いており、前者は後者の向上に比例して増加すると論じている。データソースは異なるものの、類似のものが図 1 であり、41ヶ国につき、X 軸に所有権制度のインデックス (ENFORCE) を、Y 軸に一人当たりの GDP を取って、その関係を示したものである²⁰⁾。

しかし、ユスフらが示す図には問題がある。第一に、所有権制度のインデックスとして示されている数値は Ginarte & Park (1997) から取られたものであり、実はそれは所有権ではなく特許権のインデックスである。特許権はもちろん所有権のサブ・カテゴリーであるものの、少なくとも法学においては、所有権制度全体からみれば特別な領域とあつかわれてきたものである。第二に、ジナートらが検討しているのは、たとえば R&D や国際的な規制、発展段階など、どのような要因が特許権の保護水準を決めるかであって、その逆ではない。したがって、その研究によって示されているのは、豊かな国はより強い特許権の保護を提供する傾向にある、ということであって、特許権がより安定していればよりよい経済パフォーマンスが導かれるということではない²¹⁾。つまり、ユスフらによって示されている図は、よりよい所有権（特許権）制度がよりよい経済パフォーマンスをもたらすという彼らの主張を支えるものとして適切とはいがたい。

以上の検討の結論は、実証研究は、弱い所

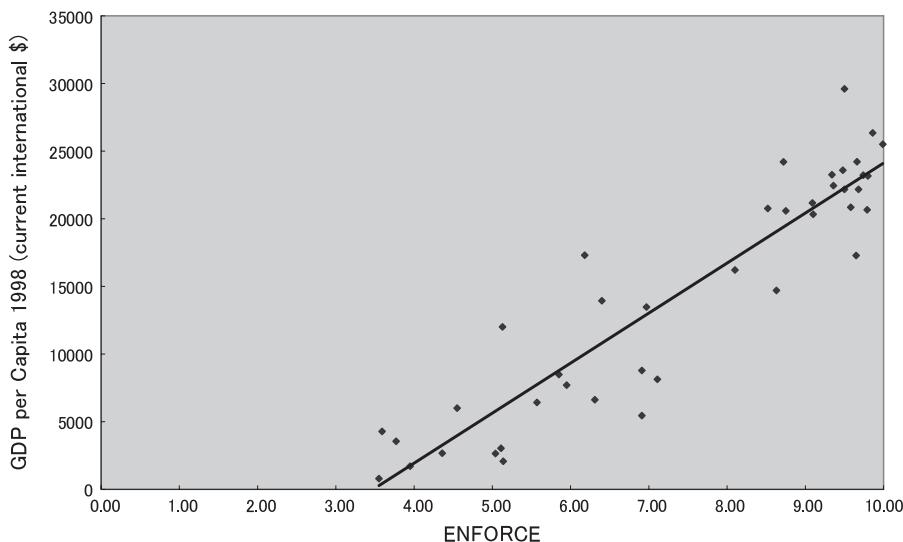


図1 所有権インデックスと一人当たりGDPの関係

(出所)EnforceはLevine(1998), Annual Growth rate of GDP per Capitaは, World Bank(2000)より筆者算出.

有権制度が経済成長を阻害している、という主張を支えるだけの証拠を与えていたり議論の余地は少くない、ということである。さらに、どのような所有権制度がどのように働くか、誰がその所有権を取得するとどのように影響があるのか、といったより具体的な問題には、これらの実証研究は何ら分析を加えていない、ということにも注意する必要があるだろう。

おわりに

Cross (2002:1775) は、個別具体的な法領域における法と経済パフォーマンスの関係など、経済学において研究は蓄積されてきているものの、法学者にとってそこで議論されている法の内容や特徴は抽象的すぎることを指摘するとともに、法の経済的影響に関する法学者の貢献が少ないことを指摘し、法制度のもたらす経済成果という方向での因果関係の研究

により多くの法学者が取り組むことが適切であろうと述べている。本稿で扱った所有権の問題が例示しているように、クロスの主張はしごく正当であるように思われる。しかし、問題は、そのようなインテリディシプリナリーな研究はどこまで可能であるか、どのような方法論や枠組みに依拠すればよいのか、ということであろう。

本稿の主たる目的は、所有権制度と経済成長の関係に関する主要な経済理論とその実証研究を検討することであった。本稿の考察を簡潔に繰り返すと、よりよい所有権制度の導入と安定とが、投資や取引を刺激し、経済成長をもたらすとする広く普及した見解の背後にある研究を子細に検討してみると、理論的な諸学説は効率性という視点からの基本的に静的な分析を行っており、実証分析はそのような研究を理論的な基礎として、主にクロス・カントリーの回帰分析を行っていることを明らかにした。その上で、理論的な研究に

は、時代を超えた普遍的なモデルはありうるのかという問題と分析単位の問題という、そもそもその方法論について議論の余地があることを指摘し、さらに、実証研究には、データや手法に大きな制約があり十分に信頼できるか否か注意が必要であることを論じた。要するに、法学のみならず経済学においてすら、所有権制度と経済パフォーマンスの因果関係をどう捉えるか、そのためにどのような理論や実証方法を採用するか、といった、そもそもの問題から再考察する必要がある、ということが本稿のインプリケーションである。すなわち、安田が開始した「開発法学」における法と経済発展の研究においても、様々なアプローチを検討し試み、模索せねばならないと考えるべきであろう。

注

- 1) そもそも、GNPとはある一定期間に生産される付加価値の総計であって、市場で取引される財の総計に他ならないと定義することは正確でも適切でもないという議論もありえよう。また、確開発経済学の課題がGNPの増大であると要約している点も、ミスリーディングであり、少なくとも正確とはいえないという議論もありうる。
- 2) 速水(2000:3-4)による経済成長と経済発展との関係に関する説明も参照。
- 3) コースのそもそもの関心は「市場」とは異なる資源配分を行う「企業」というものがなぜ存在し、発生するのか、ということにある。
- 4) 内生的成長理論についての包括的かつ批判的な解説は、たとえばFine(2000)を参照。
- 5) たとえば、Shafer and Raja(2006)など、法と経済発展に関する論文を集めた論文集も刊行されるに至っている。
- 6) コンセンサスの移行に関する批判的考察としては、Fine et al.(2001)を参照。また、ワントン・コンセンサスと経済法改革の関係を考察したものとしては、佐藤(2007)を参照。
- 7) 「社会関係資本 social capital」や「良いガバナン

ンス good governance」といった用語の広まりもこうした文脈にあるだろう。近年の開発途上国における企業統治改革については、たとえば今泉・安倍編(2005)、司法改革については、たとえば小林・今泉編(2002)を参照。

- 8) おそらくこの点は、安田の方法論が、法現象を、究極的には、指令法理、共同法理、市場法理、市場の力、社会の凝集力といった概念で説明する、という顕著な特徴を持っている必然的な結果だと思われる。その意味では、安田の方法論自体の射程と説明対象のミスマッチ、ひいては方法論と安田の「開発法学」の定義・目的とのミスマッチに関わる問題であろう。
- 9) 「民法典の原理」第一部「民法の目的」第8章「所有権について」第9章「反論への答え」第10章「所有権への攻撃に由来する諸悪の分析」参照。
- 10) 「民法典の原理」第一部「民法の目的」第2章「民法の目的」で、ベンサムは社会の幸福を達成するために権利と義務を立法者はどのような理念に基づいて分配すべきかを論じ、それは富を提供し、豊かさを産み、平等を好み、安定を維持すること、この四点に集約されたとして、同第10章「安定と平等との間の対立」で、安定と平等が対立する場合には、平等が安定に譲らなければならないとする。その上で、両者の折り合いをつけるのは時間だとする(たとえば相続法によって)(第11章「安定と平等を統合する方法」)。
- 11) ピグーの有名な第二規準によれば、限界効用通減の法則に則って考えれば、豊かな者の所得の限界効用は貧しい者の所得の限界効用よりも小さいはずだから、前者から後者への所得の移転は、社会全体の生産を損なわない限り、社会の厚生を増す。これに対して、パレート規準は、個人間の効用は比較できないという前提に立ち、したがって限界効用通減の法則を異なる個人間の効用の比較に適用することはできない、ということになる。パレート規準の内容は、ある資源配分の状態を変えるときに、他の誰かの利益を損なうことなく、ある個人の利益を高めることができないならば、その元々の配分をパレート最適の資源配分と呼ぶ、という規準である。したがって、所得の富者から貧者への移転は、社会の生産力を害さないかぎりピグー基準によれば社会的厚生の改善になるのに対し、パレート規準では、そのような移転は富者の効用を損なうので、改善とはならないことになり、現実

にはこの規準によればほとんどの資源の再配分は改善とはならないことになる。これでは厳しすぎる所以、カルドア・ヒックス規準などが提案され、一般には用いられている。カルドア・ヒックス規準は、資源を再配分するときに、利益を受ける人々が不利益を被る人々に補償してなお利益がある場合には、新しい資源配分のほうがカルドア規準で改善する、というパレート規準よりは緩やかな規準である。ただし、この補償も実際には行われなくてもよい、という規準なので、やはり現実に起こりうる資源の再配分に伴う社会的摩擦という側面は、この基準でも分析の枠組みには入らないことになる。

- 12) コースのピグー批判については、Coase (1988) の第一章を参照。ピグーの厚生経済学には、経済への政府介入を肯定する傾向があり、政府介入が本当に望ましいか、どのような介入が望ましいか、他の選択肢はないのか、という議論が欠けていると批判し、この点について研究することがコースのモチーフの一つであったと論じている。
- 13) ただし、コースはこのように明示的に述べているわけではない。イギリスおよびアメリカの判例を分析して、判事が実は取引費用を低める形で権利および責任の割当をしている、と論じている。
- 14) 新古典派以上に新古典派的ということの意味は、一般には外部性は市場の失敗という形で政府介入を正当化するのに対し、コースの議論では、外部性も市場に内部化されうるということを前提にしているからである。
- 15) もっとも、ノースは、民主制について留保なく高く評価しているわけではなく、民主制がエージェンシー問題を削減する限りにおいて、良い成果をもたらすと考えている。
- 16) 以上のコース、デムセツ、ノースによる所有権制度の分析は、基本的に商品（ないしは権利）の「取引」の場（市場）を念頭においている。これに対して、生産の場における取引費用に注目して、所有権制度を考察している学説があるが紙幅の関係で割愛する。それらの学説のアイデアは、残余（residual）という概念に基づく。これらの分析もまた基本的に静的なものであり、直接に経済成長ないし経済発展を考察するものではないものの、ノースが経済的効率性を経済成長と結びつけていることに現れているように、これらの学説においても所有権制度と効率性との関係が、経済成長に結びついて

一般に理解されている。主な文献としては、Alchian & Demsetz (1972)、さらに Milgrom & Roberts (1992) を参照。また、考え方異なるものの、Barzel (1997) も生産過程に着目して所有権にアプローチし、残余という概念を用いている。

- 17) ノースの新古典派経済学に対する批判は、方法論的個人主義を採用していることではなく、完全市場の仮定にある。North (1990) 第三章を参照。
- 18) ICRG のデータの他にも、contract intensive money ratio (CIM) という指標や Business Environmental Risk Intelligence (BERI) の提供するデータを用いている。
- 19) レヴァインらは、Barro (1991) の研究においてロバストな変数は初期の一人あたり所得と投資率だけであると報告している。
- 20) ENFORCE は Levine (1998) に示された 41 国についての所有権制度の合成の代理変数 (composite proxy) であり、ICRG によって提供されている RULELAW と CONRISK というインデックスの平均である。ここで RULELAW はそれぞれの国の法・秩序の伝統に関するインデックスであり 10 (安定性が高い) から 1 (弱い) に評価され、1982-1995 の間の平均である。CONRISK は一度結ばれたある契約を政府が変更するリスクに関するインデックスであり、同じく 1982-1995 の平均が同様に 10 (リスクが低い) から 1 (リスクが高い) に評価されている。
- 21) さらに、彼らは特許権の保護が強すぎると新しい投資を阻害して社会のダイナミズムを失わせるかもしれないと報告している。

参考文献

(英文文献)

- Alchian, A. and H. Demsetz. 1972. Production, Information Costs and Economic Organization. *American Economic Review* 62 (5): 777-795.
- Barro, R. J. 1991. Economic Growth in a Cross Section Countries. *Quarterly Journal of Economics*. 106 (2): 407-443.
- 1997. *Determinants of Economic Growth*. Cambridge Massachusetts: MIT Press.
- Barzel, Y. 1997. *Economic Analysis of Property Rights*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Bentham, J. 1931. *Theory of Legislation*. London: Kegan Paul, Trench, Trubner & Co. Ltd. (なお、原著は1802年)
- Chang, H.-J. 2002. *Kicking Away the Ladder: Development Strategy in Historical Perspective*. London: Anthem Press.
- Clague, C., P. Keefer, S. Knack and M. Olson. 1997. Institutions and Economic Performance: Property Rights and Contract Enforcement. In *Institutions and Economic Development: Growth and Governance in Less Developed and Post-Socialist Countries*, C Clague, ed. Maryland: Johns Hopkins University Press.
- Coase, R. 1988. *The Firm, the Market, and the Law*. Chicago: The University of Chicago Press. (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳。1992.『企業・市場・法』東洋経済新報社)
- Cooter, R. and T. Ulen. 1997. *Law and Economics* (2nd ed.). Massachusetts: Addison-Wesley Education Publishers. (太田勝造訳。1997.『新版法と経済学』商事法務研究会)
- Cross, F. B. 2002. Law and Economic Growth. *Texas Law Review*. 80 (7): 1737–1775.
- Demsetz, H. 1967. Toward a Theory of Property Rights. *American Economic Review*. 62 (2): 347–159.
- Fine, B. 2000. Endogenous Growth Theory: A Critical Assessment. *Cambridge Journal of Economics*. 24 (2): 245–265.
- Fine, B., C. Lapavitsas and J. Pincus eds. 2001. *Development Policy in the Twenty-first Century: Beyond the post-Washington Consensus*. London: Routledge.
- Ginarte, J. C. and W. G. Park. 1997. Determinants of Patents Rights: A Cross-National Study. *Research Policy*. 26 (3): 283–301.
- Glaeser, E. L., R. La Porta, F. Lopez-de-Silanes and A. Shleifer. 2004. Do Institutions Cause Growth? *Journal of Economic Growth*. 9 (3): 271–303.
- Keefer, P. and S. Knack. 1997. Why Don't Poor Countries Catch Up? A Cross-National Test of an Institutional Explanation. *Economic Inquiry*. 35 (3): 590–602.
- Khan, M. H. 1995. State Failure in Weak States: A Critique of New Institutional Explanations. In *The New Institutional Economics and Third World Development*, J Harriss, J. Hunter, and C. Lewis eds. London: Routledge.
- 2000. Rents, Efficiency and Growth. In *Rents, Rent-seeking and Economic Development: Theory and Evidence in Asia*, M. H. Khan and K. S. Jomo eds. Cambridge: Cambridge University Press.
- Knack, S. and P. Keefer 1995. Institutions and Economic Performance: Cross-Country Tests Using Alternative Institutional Measures. *Economic and Politics*. 7 (3): 207–227.
- Levine, R. 1998. The Legal Environment, Banks and Long-Run Economic Growth. *Journal of Money, Credit and Banking*. 30 (3): 596–613.
- Levine, R. and R. Renelt. 1992. A Sensitivity Analysis of Cross-Country Growth Regressions. *American Economic Review*. 82 (4): 942–963.
- Maddison, A. 1995. *Explaining the Economic Performance of Nations: Essays in Time and Space*. Aldershot: Elgar.
- Marx, K. 1954. *Capital: A Critique of Political Economy*. Moscow: Progress Publishers. (なお、原著は1867年)
- Milgrom, P. and J. Roberts. 1992. *Economics, Organization and Management*. New Jersey: Prentice Hall.
- Milonakis, D. 2006. Pioneers of Economic History. In *The New Development Economics: After the Washington Consensus*, K. S. Jomo and B. Fine eds. London: Zed Books.
- North, D. C. 1981. *Structure and Change in Economic History*. New York: Norton.
- 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge: Cambridge University Press. (竹下公視訳。1994.『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房)
- Pio, A. 1994. New Growth Theory and Old Development Problem: How Recent Developments in Endogenous Growth Theory Apply to Developing Countries. *Development Policy Review*. 12 (3): 277–300.
- Posner, R. A. 1987. The Law and Economics Movement. *American Economic Review*. 77 (2): 1–13.
- 1998. *Economic Analysis of Law*. Boston: Aspen Law & Business.
- Rodrik, D., A. Subramanian and F. Trebbi. 2004. Institutions Rule: The Primacy of Institutions over Geography and Integration in Economic Development. *Journal of Economic Growth*. 9(2): 131–165.
- Rousseau, JJ 1984. *A Discourse on Inequality*.

- London: Penguin Classics. (なお、原著は 1755 年)

Shafer, H-B. and A. V. Raja eds. 2006. *Law and Economic Development*. Northampton, MA: Edward Elgar.

Stiglitz, J. 1994. *Whither Socialism?* Cambridge Massachusetts: MIT Press.

World Bank 2000. *The World Development Indicators CD-ROM*.

Yusuf, S, and J. Stiglitz 2001. Development Issues: Settled and Open. In *Frontiers of Development Economics: The Future in Perspective*, GM Meier and J Stiglitzs, eds. New York: Oxford University Press.

統治と企業法制改革』アジア経済研究所。金子勝. 1997. 『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会。

小林昌之・今泉慎也 (編). 2002. 『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所。

小林昌之・今泉慎也・山田美和・佐藤創・初鹿野直美. 2007. 「書評 安田信之著『開発法学』『アジア経済』48 (2). (近刊)

佐藤創 2007. 「開発途上国における経済法制改革とワシントン・コンセンサス」 今泉慎也 (編)『経済法制改革とグローバル化』アジア経済研究所. (近刊)

速水佑次郎 2000. 『新版開発経済学：諸国民の貧困と富』創文社。

安田信之 2005. 『開発法学：アジア・ポスト開発国家の法システム』名古屋大学出版会。

(日本語文献)――

今泉慎也・安倍誠(編). 2005.『東アジアの企業